

豊後高田市告示第62号

豊後高田市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱を次のように定める。

平成26年 6 月 26日

豊後高田市長 永 松 博 文

豊後高田市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊後高田市内における再生可能エネルギー発電設備の設置を適切に誘導することにより、良好な自然、景観及び生活環境との調和を図り、設置区域及びその周辺地域における災害の防止に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第3項に規定する設備をいう。ただし、建築物等の屋根又は屋上に設置するものを除く。
- (2) 設置事業 発電設備の設置を行う事業をいう。
- (3) 設置区域 発電設備の有無にかかわらず設置事業を実施しようとする区域をいう。
- (4) 事業者 設置事業を実施しようとするものをいう。
- (5) 地元自治会等 設置区域に係る自治会その他の関係者をいう。
- (6) 建築物等 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号及び第2号に規定する建築物及び特殊建築物をいう。

(適用を受ける事業)

第3条 この要綱の適用を受ける設置事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 設置区域の土地の合計面積が5,000平方メートル以上であるもの(既に施工又は施工中のものとの一体的に行う場合で、その合計面積が5,000平方メートル以上となるものを含む。)

(2) 前号の規定にかかわらず、設置区域が次条に規定する区域内であるもの

(協力要請区域)

第4条 市長は、次に掲げる区域(以下「協力要請区域」という。)においては、設置事業を行わないよう協力を求めるものとする。

(1) 豊後高田市中心市街地活性化基本計画(平成24年3月内閣総理大臣認定)に定める中心市街地エリア

(2) 田染荘小崎の農村景観(重要文化的景観(平成22年8月文部科学大臣選定))として指定されたエリア

(3) 長崎鼻リゾートキャンプ場及びその周辺の植栽エリア
(事業者の責務)

第5条 事業者は、関係法令を遵守するほか、設置区域、周辺地域の自然、景観及び生活環境に十分に配慮するとともに、事故、公害及び災害(以下「事故等」という。)を防止し、地元自治会等と良好な関係を保つものとする。

2 事業者は、設置事業の実施に伴い事故等が発生したとき、又は地元自治会等と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講ずるものとする。
(地元自治会等への説明)

第6条 事業者は、次条の規定による届出を行う前に、設置事業の施工内容等について、地元自治会等に対する説明会を開催し、理解を得るものとする。

2 事業者は、前項の説明会を開催したときは、次条第1項第12号に規定する書類を作成するものとする。

(設置届)

第7条 事業者は、設置事業に着手する2月前までに、再生可能エネルギー発電事業(新設・変更)届出書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長と協議するものとする。

- (1) 再生可能エネルギー発電事業計画書(様式第2号)
- (2) 法人の登記簿謄本(事業者が法人の場合)
- (3) 位置図
- (4) 土地利用計画図(縮尺1/1000以上)
- (5) 土地造成計画平面図(縮尺1/1000以上)
- (6) 土地造成計画縦断図(縮尺 縦1/100以上 横1/1000以上)
- (7) 土地造成計画横断図(縮尺1/100~1/200)
- (8) 流量計算書
- (9) 排水施設構造図
- (10) 工作物設計図(平面図 立面図 断面図)
- (11) 字図(字図には、地番、所有者等を記入すること。)
- (12) 再生可能エネルギー発電事業説明会報告書(様式第3号)
- (13) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、次の各号に該当する場合においては、当該各号に定める書類の添付を省略することができる。

- (1) 樹木の伐採、切土、盛土、舗装その他土地の形質の変更を伴わない場合 第5号から第8号までに掲げる書類
- (2) 協力要請区域において、設置区域の土地の面積が500平方メートル以下である場合 第4号から第9号までに掲げる書類

3 前2項の規定は、届け出た事項を変更しようとする場合も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 事業区域の面積、建築面積又は工作物設置面積の規模(以下「事業規模」という。)が縮小するとき。
- (2) 事業規模の拡大が3割未満であるとき。
- (3) その他市長が認めるとき。

4 第1項の届出書の提出は、正本・副本各1部とする。

(協議完了の通知)

第8条 市長は、前条第1項の協議が完了したときは、同条第4項の副本を当該事業者に送付するものとする。

(指導)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

2 事業者は、前項の規定による指導を受けたときは、処理状況報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(完了届)

第10条 事業者は、設置事業が完了したときは、速やかに再生可能エネルギー発電設備設置完了届(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成26年8月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

再生可能エネルギー発電事業（新設・変更）届出書

年 月 日

豊後高田市長 様

事業者 住 所
氏 名

㊟

（法人にあっては、事業所の所在地並びにその名称
及び代表者の氏名

電話番号（ ） —

豊後高田市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱第7条第1項の規定により、
次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1 適用区分 5,000 平方メートル以上の土地 協力要請区域内の土地

2 届出内容

事業名	
発電設備の種別	1 太陽光 2 風力 3 その他（ ）
想定発電出力	k W
想定年間発電量	k W h
設置場所	豊後高田市
設置区域の面積	m ²

- 備考 1 適用区分については、該当するものに○印を付けてください。
2 変更の場合にあっては、変更前の届出書及び事業計画書並びに当該変更に関
係する関係書類を添付してください。
3 事業者の変更にあっては、事業者が変更されたことを証する書類を添付し
てください。

様式第2号（第7条関係）

再生可能エネルギー発電事業計画書

事業名	
1 事業者の住所	
2 事業者の氏名	電話番号
3 設計者の氏名	電話番号
4 発電設備の種別	
5 想定発電出力	k W
6 想定年間発電量	k W h /年
7 設置場所	豊後高田市
8 設置区域の面積	m ²
9 汚水排水処理施設の内容	
10 汚水排水放流先名	
11 雨水排水処理施設の内容	
12 雨水放流先名	
13 接続道路名及び幅員	
14 給水施設の内容	
15 都市計画区域	内・外 地域
16 関係法令	①都市計画法 ②森林法 ③農地法 ④自然公園法 ⑤その他（ ）
17 その他	

様式第3号（第7条関係）

再生可能エネルギー発電事業説明会報告書

事業名
開催日 年 月 日（回目） 場所 説明者名 参加者名
説明会の状況（内容）
地元自治会の意見、要望
地元自治会の意見、要望への回答

上記報告については、説明会の内容と相違ありません。

豊後高田市長 様

年 月 日
事業者住所
事業者氏名
電話番号 () —

印

年 月 日
地元自治会名
地元自治委員住所
地元自治委員氏名
電話番号 () —

印

様式第4号（第9条関係）

処理状況報告書

年 月 日

豊後高田市長 様

事業者 住 所

氏 名

㊟

〔法人にあつては、事業所の所在地並びにその名称
及び代表者の氏名〕

電話番号（ ） —

豊後高田市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱第9条第2項の規定により、
次のとおり報告します。

1 事業名等

事業名	
設置場所	豊後高田市
発電設備の種別	

2 指導の内容

3 処理状況の報告の内容

様式第5号（第10条関係）

再生可能エネルギー発電設備設置完了届

年 月 日

豊後高田市長 様

事業者 住 所

氏 名

㊟

〔法人にあっては、事業所の所在地並びにその名称
及び代表者の氏名〕

電話番号（ ） ー

豊後高田市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 完了内容

事業名	
設置場所	豊後高田市
発電設備の種別	
設置事業完了の年月日	年 月 日

2 添付書類

設置事業写真（施工前、施工中、施工後）